

一般社団法人日本 IT 団体連盟 定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本 IT 団体連盟（略称 IT 連盟）と称し、英文では ITrenmei 又は Information Technology Federation of Japan と表記する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、IT 関連団体の連合体として、我が国の IT 産業の健全な発展に貢献するとともに、世界最高水準の IT 社会の構築を目指すため、政府との双方向のコミュニケーションを実現しながら積極的に提言等を行い、もって我が国の経済・社会、国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) IT 教育推進に関する諸活動
- (2) IT 人材育成に関する諸活動
- (3) IT に関する事項の政府、関係機関等との連携、情報交流、意見表明及び提言
- (4) 海外 IT 関連団体との連携、意見交換
- (5) サイバーセキュリティ強化のための諸活動
- (6) 会員間での連携及び情報交流
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(正会員)

第6条 正会員は、全国IT関連団体及びこれに準ずる機関とする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、前条に該当しない組織又は団体等であつて、この法人の目的に賛同し、その事業に協力をしようとするものとする。

(入会)

第8条 この法人への入会を希望する者は、理事会の定める手続により、入会を申請するものとし、理事会の承認を受けた場合には、この法人に入会することができるものとする。

2 正会員及び賛助会員は、入会と同時にその代表者（以下「会員代表者」という。）1人を事務局に届け出るものとする。

3 会員代表者に変更があつたときは、その都度新たな会員代表者を事務局に届け出るものとする。

(入会金及び会費等)

第9条 会員は、総会の定める基準により、入会金及び会費を負担する義務を負う。

2 この法人は、理事会の定めにより、特定の活動の経費に充当するための特別会費等を徴収することができる。

(退会)

第10条 会員は、理事会の定める手続を完了させることにより、いつでも退会することができる。

2 前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合でも、当該年度に係る未納の会費は納付しなければならず、既納の入会金及び会費は返還されないものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に総会の一週間前までに

通知するとともに、総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第9条第1項に定める入会金又は会費の負担義務を2年にわたり履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が破産又は解散したとき。

2 前条又は前項の規定により会員が会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還されないものとする。

第4章 総会

(構成)

第13条

総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事、監事の選任又は解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書の承認

(6) 理事及び監事の報酬等の額

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度末から3か月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求する

ことができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員各1個とする。

(書面等による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した正会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案（以下「役員選任議案」という。）を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の規定にかかわらず、前条に定める書面等による議決権行使の結果、総会開催前に、役員選任議案について過半数の賛成が得られており、かつ総会において、出席している議場の会員にこれを一括で決議することを諮り、異議がない場合には、役員選任議案を一括で決議することができる。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署

名人2人以上が、記名押印する。

第5章 役員

(設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上40人以内（うち代表理事 2人以内）

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を筆頭副会長、2人以上10人以内を副会長、1人を幹事長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長及び筆頭副会長の2人をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員の会員代表者又はこれに準ずる者（以下「正会員代表者等」という。）から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては5人、監事にあつては2人を限度として、正会員代表者等以外の者を理事又は監事に選任することができる。

2 会長、筆頭副会長、副会長、幹事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 第1項本文の規定により選任された理事又は監事が、正会員代表者等の資格を失ったときは、理事又は監事の地位を失う。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 幹事長は、幹事会を招集し、その議長となる。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

6 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の

業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

3 補欠又は増員により就任した理事又は監事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。ただし、増員により選任された監事の任期については、他の監事の残任期間が2年に足りないときは、第1項によるものとする。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、総会の決議により、解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事又は監事は無報酬とする。ただし、非常勤の理事を除く役員に対しては、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 常勤の理事の報酬等は、総会においてその総額を定め、理事会の定めに基づいて支給する。

3 監事の報酬等は、総会においてその総額を定め、監事が協議して定めたところに従って支給する。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 この法人は、役員のパ賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、法人法第115条第1項に定める非業務執行理事等との間で、同項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、幹事長及び専務理事の選定及び解職
(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、理事のうちから議長を選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定める要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長（あるいは議長）及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事業推進機関

(事業推進機関)

第37条 第4条に定める事業を推進するため、この法人に以下の事業推進機関を置く。

- (1) 幹事会

- (2) 政策委員会
- (3) IT教育委員会
- (4) IT人材育成委員会
- (5) 国際委員会
- (6) その他理事会が定めるもの

2 事業推進機関は、法令及びこの定款により、総会、理事会及び役員に付与された権限を有するものではなく、また、事業を推進するにあたって、かかる権限を実質的に制約するような運用を行ってはならないものとする。

3 委員長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(幹事会の構成及び所管事項)

第38条 幹事会は、会長、副会長、幹事長、専務理事、各委員長、及び会員から届け出のあった幹事をもってこれを構成する。

2 幹事会は、理事会が決定した方針に従って、第4条に定める事業を遂行するために特に重要な基本的事項を審議する。

(政策委員会及び各委員会の設置等)

第39条 政策委員会及び各委員会は、理事会の定めに基づいて、会長が設置し、第4条に定める事業のうち、会長が指定する事業についての計画の立案及び審議を行う。

2 政策委員会及び各委員会は、幹事会の諮問に応え、これらに対して意見を述べることができる。

3 政策委員会及び各委員会の事務は、各委員長の所属する団体が行うものとする。

(政策委員会及び各委員会の委員長の委嘱等)

第40条 政策委員会及び各委員会の委員長は、理事会の審議を経て、会長が委嘱する。

2 委員長は政策委員会及び各委員会を招集し、その議長となる。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これ

を変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会において承認を得るものとする。

2 前項の計算書類等のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置くものとする。

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が解散する際に有する残余財産は、総会の議決を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第48条 この法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時役員)

第49条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

理事 宮坂 学

	長谷川 亘
	酒井 雅美
	斎藤 光仁
	荻原 紀男
	別所 直哉
	藤井 洋一
	山本 隆一
	中村 彰二郎
	鈴木 昭彦
	立石 聡明
	下村 正洋
	内山 雄輝
	畑口 昌洋
監事	播磨 崇

(設立時社員)

第50条 この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 東京都港区赤坂一丁目3番6号 赤坂グレースビル4階
一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

設立時社員 京都市南区西九条寺ノ前町10番地5
一般社団法人全国地域情報産業団体連合会

以上、一般社団法人日本IT団体連盟を設立のため、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会外1名の定款作成代理人である司法書士 秋山佐企子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成28年7月20日

設立時社員 東京都港区赤坂一丁目3番6号 赤坂グレースビル4階
一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
代表理事 荻原 紀男

設立時社員 京都市南区西九条寺ノ前町10番地5
一般社団法人全国地域情報産業団体連合会
代表理事 長谷川 亘

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都千代田区霞が関1丁目4番1号日土地ビル4階
ブレークモア法律事務所 司法書士 秋山 佐企子

(変更履歴)

平成28年7月20日 制定

平成28年9月20日 臨時総会にて変更

令和 元年6月25日 総会にて変更